

議案第3号

市長の権限に属する事務の委任を解くことについて

野田市長から令和4年3月14日付け野総行第347号で協議依頼のあった市長の権限に属する事務の委任について、次のように意見を申し出るものである。

令和4年3月25日提出

野田市教育委員会教育長 染谷 篤

市長の権限に属する事務の委任を解くことについて

1 意見

市長の権限に属する事務の委任を解くことについて、原案のとおり同意するもの。

2 委任を解く事務

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 総合教育会議の運営に関すること。

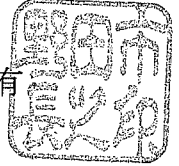
3 施行日

令和4年4月1日

野総行第347号
令和4年3月14日

野田市教育委員会 様

野田市長 鈴木 有



市長の権限に属する事務の委任を解くことについて（協議）

このことについて、下記のとおり貴委員会に委任している市長の権限に属する事務の委任を解きたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により協議します。

記

1 委任を解きたいとする事務

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 総合教育会議の運営に関すること。

2 施行日

令和4年4月1日



提案理由

野田市長の事務を委任する規則により、教育委員会に委任されている「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。」及び「総合教育会議の運営に関すること。」の2つの事務の委任を解くことについて、市長から地方自治法第180条の2の規定に基づく協議の申し出があったため、これに応じようとするものである。

野田市長の事務を委任する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市長の事務を委任する規則 (昭和56年野田市規則第40号)

改 正 案	現 行
<p>1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により、次の事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1) 野田市文化会館の管理運営に関する事。</p> <p>(2) 野田市勤労青少年ホームの管理運営に関する事。</p> <p>(3) 野田市青年館の管理運営に関する事。</p> <p>(4) 有害図書規制に関する事。</p> <p>(5) 野田市青少年問題協議会の運営に関する事。</p> <p>(6) 野田市中野台168番地の1に位置する複合施設の維持管理に関する事。</p> <p>(7) 野田市コミュニティ会館の管理運営に関する事。</p> <p>(8) 野田市市民会館の管理運営に関する事。</p> <p>(削る。)</p> <p><u>(9) 野田市体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和48年野田市条例第14号)第3条に規定する体育施設(野田市営関宿少年野球場を除く。)の受付に係る事務に関する事。</u></p> <p>(削る。)</p> <p><u>(10) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定による就学に必要な援助に関する事。</u></p> <p><u>(11) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費の額の決定並びに徴収及び還付に関する事。</u></p> <p><u>(12) 野田市公民館の設置及び管理に関する条例(昭和49年野田市条例第4号)第2条に規定する公民館の使用料の徴収、減免及び還付に関する事。</u></p> <p><u>(13) 野田市鈴木貫太郎記念館の管理運営に関する事。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により、次の事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1) 野田市文化会館の管理運営に関する事。</p> <p>(2) 野田市勤労青少年ホームの管理運営に関する事。</p> <p>(3) 野田市青年館の管理運営に関する事。</p> <p>(4) 有害図書規制に関する事。</p> <p>(5) 野田市青少年問題協議会の運営に関する事。</p> <p>(6) 野田市中野台168番地の1に位置する複合施設の維持管理に関する事。</p> <p>(7) 野田市コミュニティ会館の管理運営に関する事。</p> <p>(8) 野田市市民会館の管理運営に関する事。</p> <p><u>(9) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する事。</u></p> <p><u>(10) 野田市体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和48年野田市条例第14号)第3条に規定する体育施設(野田市営関宿少年野球場を除く。)の受付に係る事務に関する事。</u></p> <p><u>(11) 総合教育会議の運営に関する事。</u></p> <p><u>(12) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定による就学に必要な援助に関する事。</u></p> <p><u>(13) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費の額の決定並びに徴収及び還付に関する事。</u></p> <p><u>(14) 野田市公民館の設置及び管理に関する条例(昭和49年野田市条例第4号)第2条に規定する公民館の使用料の徴収、減免及び還付に関する事。</u></p> <p><u>(15) 野田市鈴木貫太郎記念館の管理運営に関する事。</u></p> <p>2・3 (略)</p>